

自動車リサイクル法に係る処分一覧

No.	処分の相手方	処分年月日	処分内容	処分理由
1	福井県トラック事業協同組合 代表理事 後藤 隆一 福井市大土呂町第1号20番地の1	令和4年8月17日	引取業及びフロン類回収業の 登録の取消し	令和4年7月2日付で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により罰金刑が確定した。これにより、法第51条第1項第3号及び第58条第1項第3号に該当するに至ったため